

守谷市協働のまちづくり推進委員会

# (仮称)守谷市自治基本条例策定に向けて

令和7年11月13日



守谷市イメージキャラクター「こじゅまる」

# 1 自治基本条例とは

## 自治基本条例とは

- 地方自治体の目指すべき姿と地方自治の基本的あり方を定める条例です。
- 他の条例や施策の指針となることから、「自治体の憲法」とも呼ばれます。

## 2 自治基本条例制定の背景 ①

2000年(平成12年)

# 地方分権一括法の成立

(正式名称「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」)

・・・地方自治体と国の関係が大きく変化・・・



- ◎ 国、都道府県、市町村の関係は、「上下・主従」から、「対等・協力」に！
- ◎ 行政システムは、「中央政府主導」から、「地方主導」に！

## 2 自治基本条例制定の背景 ②

自治基本条例は、地方分権推進の流れの中で誕生・成長

地方分権改革により、国による中央集権型のシステムから、国と自治体の関係が対等・協力の関係に！

- 地方自治体の自由度が高まると同時に、地方自治体の自己決定・自己責任の度合いも高まる。
- 地方自治体は、地域の特性を生かした個性ある地域づくりを自主的、自律的に進めていくことが、より一層求められる。

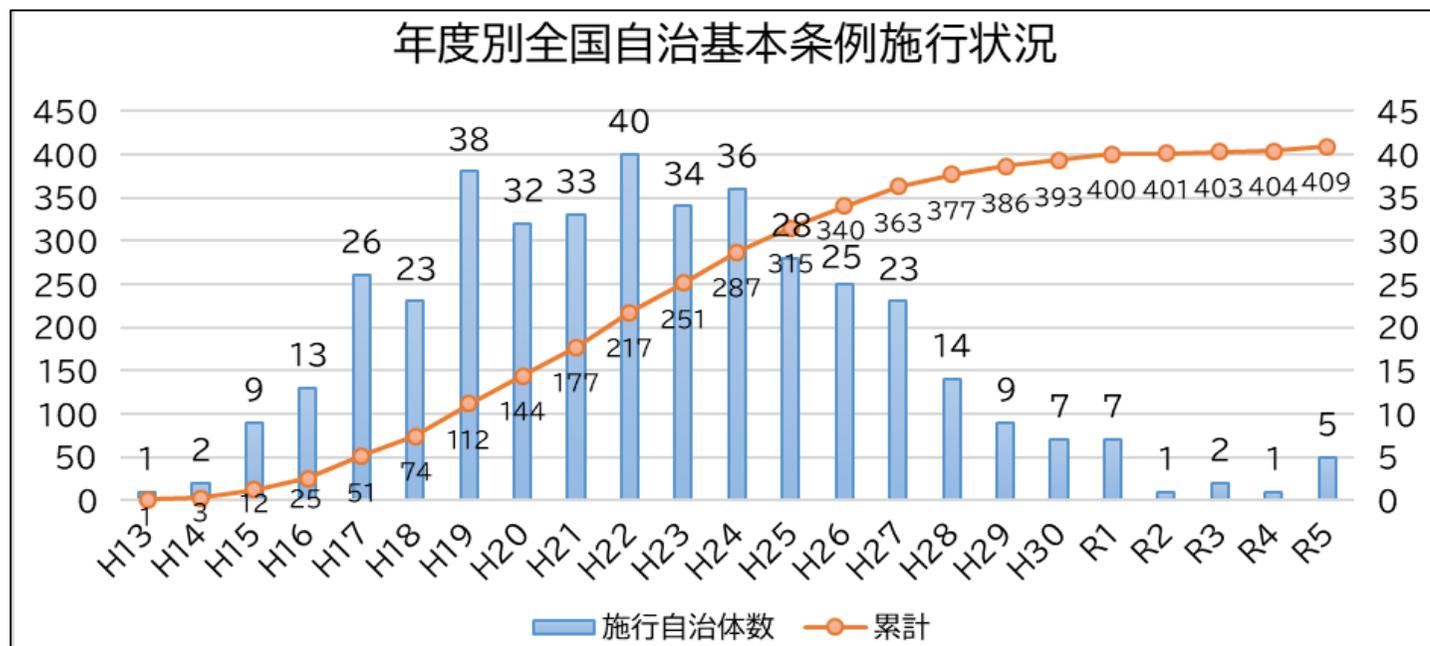
地方自治体の運営の基本ルールを、自治体自らが定めようとする取り組みが、スタート

## 自治基本条例の制定

### 3 全国における自治基本条例の制定状況

- 地方分権一括法が施行された平成12年(2000年)に、全国最初の二セコ町が条例を制定
- 全国自治体で409団体(全団体に占める割合22.9%)の自治体で、自治基本条例が施行されており、内訳は、道府県が3団体(北海道、神奈川県及び京都府)、市区町村が406団体です。

※茨城県内では小美玉市・古河市・那珂市・ひたちなか市・東海村・龍ヶ崎市・利根町



## 4 (仮称)守谷市自治基本条例の策定①

### 自治基本条例の意義

- 様々な要因によって、社会経済情勢が変化しても変わることのない普遍的な考え方を自治基本条例で示すことは、どんな時代でも、まちづくりの主体は市民であることを明確にするとともに、真の地方分権を実現するためにも必要です。
- また、条例を検討する過程を通じて将来の地域像や自治体のあり方について住民と自治体が考える機会をもつという点でも、大きな意義があると考えています。



## 4 (仮称)守谷市自治基本条例の策定②

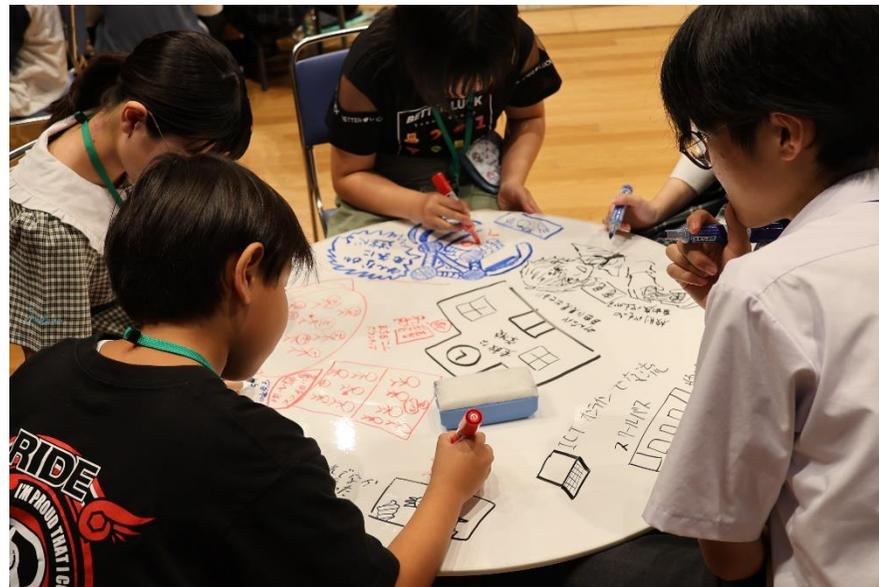
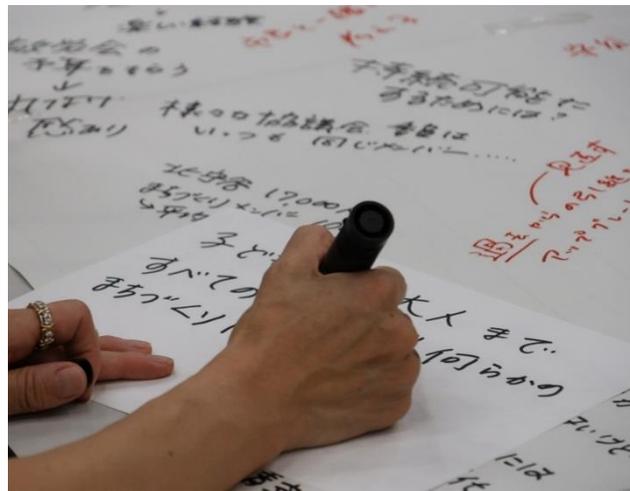
### 自治基本条例 策定の流れ

#### (1) みんなで守谷の未来を紡ぐミーティングの開催

条例において、まちづくりの基本理念、住民参加や協働のあり方などを規定することを予定しているため、策定の前段階で、ミーティングを行い、市民の想いを広く聴きました。

NO	対象	実施日	参加人数
1	まちづくり協議会	8月2日(土)13時30分～	28
2	二十歳の記念式典実行委員会	8月23日(土)11時～	18
3	市内児童・生徒	8月26日(火)13時50分～	26
4	各分野組織	8月30日(土)10時～	21
5	無作為抽出の市民	9月15日(月)10時～	33

# 4 (仮称)守谷市自治基本条例の策定③



# 4 (仮称)守谷市自治基本条例の策定④



## 4 (仮称)守谷市自治基本条例の策定⑤

**(2)守谷市協働のまちづくり推進委員会 意見交換(本日)**

条例について説明し、意見交換をさせていただければと考えております。

**(3)有志によるミーティング(2回程度予定)**

**(4)パブリックコメントの実施**

**(5)(仮称)守谷市自治基本条例 議会へ上程**

**令和8年度中の策定を目指します！**

# 条例における前文(案)と構成

# 1 (仮称)守谷市自治基本条例の前文(案)

守谷市は、市民一人ひとりの幸せと未来への希望を心から願い、この豊かな自然、歴史、伝統を継承しながら、「みんなで守谷の未来を紡いでいく」という協働の精神を礎としています。市内各地域の特色を生かし、市民の市政や地域活動への関わりを大切にし、将来、社会経済情勢が如何に変化しても揺るがない普遍的な価値観を共有し、未来社会の創造に邁進します。

その価値観とは、いかなる時代においてもまちづくりの主体は市民であるという確固たる信念と、そして地方分権の推進と実現です。

市民と行政が対等なパートナーとして心を通わせ、信頼と共感のもとに手を取り合い協働します。さらに、透明性と説明責任を担保した市政運営を行うことで、市民が誇りと幸せを感じ、安心して暮らせる活力に満ちた地域社会を築き、市民一人ひとりが守谷市の未来を紡いでいくことができるよう、この条例を制定します。

## 2 (仮称)守谷市自治基本条例の構成(案)

### 第1章 総則

(目的)、(条例の位置付け)、(用語の定義)、(基本理念)

### 第2章 まちづくりの基本原則

(まちづくりの基本的な考え方)、(まちづくりの基本原則)

### 第3章 市民の権利及び役割

### 第4章 議会の役割及び責務

### 第5章 市長及び執行機関の役割及び責務

### 第6章 参加と協働の仕組み

### 第7章 情報の公開と共有

### 第8章 都市内分権

### 第9章 改正手続